

浪速区人権啓発事業 この1年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、23名の大阪市人権啓発推進員(市内の概ね各小学校区単位に設置)があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間(5月)・人権週間(12月)

憲法週間(5月1日～7日)、人権週間(12月4日～10日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、なんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施するとともに、区役所庁舎前にはのぼりなども立てて、広く人権の尊重を呼びかけました。

5/1～5/7
憲法週間って、何だろう？

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間が「憲法週間」だよ。

私たちの基本的人権は、憲法で定められているんだ。
すべての人々に、生命と自由を保障し、それぞれの幸福を追求する権利が人権として認められ、生まれながらに持つ権利があるんだ。
人権や自由、性別、年齢、国籍の違いで、差別してはいけないんだ。

でも・・・憲法には書いてある人権がある。

憲法週間に機会に、私たち誰もが憲法で保障されている「基本的人権」について、あらためて考えてみませんか？

人権に関するご相談は
大阪市人権啓発・相談センター 浪速区役所 市民生活課(税務・学習支援部内)
☎06-6532-7830 ☎06-6647-9743
平日 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:00 平日 9:00～17:00

同和問題
(部落差別)
について、みんなで考えよう

同和問題(部落差別)とは
日本社会の歴史的経緯で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が偏見、差別、社会的、文化的に不利な状況に置かれ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。
同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことをおぼろげに覚えていますか？
【平成28年(2016年)12月16日施行】
○現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

絶対にダメ!
◆「結婚・妊娠等における差別」
◆「差別につながる身元調査等」
◆「差別差別的、インターネット上の差別差別的」
◆「いじめ・いじめ行為」

※「いじめ・いじめ行為」とは、同和問題を中心として、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、差別の本を露けたり、悪影響を及ぼすなどの行為です。

【人権に関するご相談は】
大阪市人権啓発・相談センター 浪速区役所 市民生活課(税務・学習支援部内)
電話 ☎06-6532-7830 ☎06-6647-9743
(平日 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:00) (平日 9:00～17:00)



◆浪速区の各種イベントにおいても人権啓発コーナー、パネル展示、ワークショップなどで来場者に広く人権啓発を呼びかけました。



ナニワ区民まつり (R6.10/20)



浪速区民文化祭 (R6.12/1)



浪速区二十歳のつどい (R7.1/13)



浪速区こどもカーニバル (R7.3/9)